

## 益田運動公園利用料減免基準の改定について

益田運動公園利用料減免基準については、利用者の皆様から多数のご意見ご要望を頂き、益田市教育委員会と協議した結果、益田・鹿足地区以外の競技者がより大会に参加しやすい環境の整備と各種目の普及を目的とし、下記の通り 2019 年度より新たな利用料減免基準を設定いたします。より多くの大会や研修会が益田運動公園で開催できるよう協力をお願いいたします。

### 記

1. 減免基準 大会及び研修会参加者の減免対象を  
旧)「益田・鹿足地区の高校生以下(65歳以上)を対象」 から  
新)「高校生以下(65歳以上)を対象」 に変更いたします。

### 2019 年度 益田運動公園利用料減免基準

No.	減免対象事業	減免の割合
1	障がい者を対象としたスポーツ大会、研修会、個人(障がい者手帳を示された方)が使用する場合及びその介護者	無料
2	益田市の小学校体育連盟、中学校体育連盟、高等学校体育連盟、高等学校野球連盟が主催・主管するスポーツ大会及び研修会	2分の1
3	益田市体育協会加盟団体が主催・主管するスポーツ大会及び研修会で65歳以上を対象としたもの	2分の1
4	益田市体育協会加盟団体が主催・主管するスポーツ大会及び研修会で高校生以下を対象としたもの	2分の1

\*減免は施設利用料のみに適用し、照明・附属備品には適用しない。

\*開催日の1週間前までに減免申請書及び関係書類(開催要項等)を提出して頂き、運動公園責任者の承認があったものを適用とする。

\*上記減免規定は、各種同好会やクラブ等が主催する定期的な練習会及び交流会・親睦会等は対象外とする。

※個人で使用する利用者へは「益田運動公園ポイントカード」を発行し、10回利用すれば施設利用料が1回分無料となる減免サービスを実施します。

2. 適用日 2019年4月1日より施行

※不明な点がございましたら市民体育館事務室(Tel.0856-23-6283)までお問合せ下さい。